

	準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が下限行使価額である685円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 本新株予約権の 行使期間	2026年3月31日から2029年3月30日までの期間
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p> <p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 ・ 本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて『偉大な作品』を創る』を経営理念に掲げ、主に4つの事業を展開しています。①実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」、②インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクル（小物家電リサイクル）の「小型家電リサイクル事業」、③知的・精神障がいのある方を対象としたグループホームや就労継続支援B型事業所の運営の「ソーシャルケア事業」及び④外国人材を技能実習生、特定技能生として日本国内に送り出し、監理する外国人材事業を展開しております。

その中で、ソーシャルケア事業に関しては2026年3月5日付で、2026年度から2030年度までの中期計画『Social Care Growth & Roll-up 2030』を発表いたしました。

本計画では、中～重度の障がい者向けの日中支援型グループホームを積極的に拡大していき、自社立ち上げ及びM&Aによる施設取得により2030年に70～90施設（2025年9月末で3施設）、ソーシャルケア事業売上で70～90億円（2025年9月期12億円）、Non-GAAP営業利益で14～18億円（2025年9月期0.1億円）レベルの収益力構築を目標として掲げています。

また、2026年3月5日に合わせて発表しましたSBI地域事業承継投資株式会社（以下「SBI地域事業承継投資」といいます。）が運営する事業承継ファンド（正式名称：SBI地域事業承継投資2号投資事業有限責任組合）（以下「本ファンド」といいます。）との提携について、「SBI地域事業承継投資のファンドと提携し、障がい者グループホーム業界におけるロールアップ型M&Aの検討開始について」としてお知らせしましたが、本提携は、中期計画で掲げた目標を実現するためのM&A戦略の重要な取り組みと位置付けるものとなります。

本第三者割当については、①前述のソーシャルケア事業の中期計画に基づき、SBI地域事業承継投資の本ファンドと提携し進めるロールアップ型M&Aのための資金調達及び②第三者割当による新株予約権によりエクイティ性の資金を調達し、財務健全性も確保することで、当社の事業の成長及び企業価値の向上を確保することができ、もって既存株主の利益に貢献するとの判断をしております。

(2) 本第三者割当の選択理由

本第三者割当は、本新株予約権を発行することで、当社が早期に必要なとする資金を高い蓋然性をもって調達し、追加の資金を当社株価への影響を限定しながら調達することを可能とするものであり、当社が選択可能な現実的な選択肢の中で、当社が必要とする資金を調達する手法として最も適しているものと考えております。

(3) 本第三者割当の特徴

[メリット]

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から1,575,200株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、1週間前までに割当予定先に通知することによって、当社の裁量により、割当予定先による本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

⑥ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となる旨が本新株予約権買取契約において定められる予定です。なお、割当予定先が市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって市場内で当社株式が売却される可能性があります。

[デメリット]

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から1,575,200株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

③ 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に本新株予約権の行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使が進まず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回って推移した場合、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本第三者割当を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

① 金融機関からの借入れ又は社債の発行

金融機関からの借入れ又は社債の発行については、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が改善されないことから、当社の目的に沿わないものと考えております。

② 公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

③ 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

④ ライツ・オフアリング

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、上記③の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではなく、また、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

⑤ 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

⑥ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は一時に資金を調達できる反面、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなりますが、転換を促進するため修正条項を付した場合、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が懸念されます。

これらに対し、本第三者割当による資金調達方法は、①本新株予約権行使により資本金が調達可能となること、②株価が上昇した場合に本新株予約権において調達額の増大メリットを享受し得ること、③将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することがないこと等の特徴を有しています。また、本第三者割当は、公募増資のように市場に流通する当社株式が一時に増加するおそれが小さく、本新株予約権の行使により取得した当社株式の市場での売却も制限されていることから、当社は、本第三者割当に伴う希薄化による既存株主の不利益は公募増資の場合と比べて大きくないと考えています。

以上の検討の結果、本第三者割当による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いた

しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,515,814,960円
② 発行諸費用の概算額	12,785,000円
③ 差引手取概算額	1,503,029,960円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(15,909,520円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,499,905,440円)を合算した金額です。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権の全部が当初行使価額で行使された場合の金額であり、本新株予約権の行使価額が修正若しくは調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、本新株予約権の公正価値算定評価報酬費用、その他諸費用であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計1,503,029,960円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。また、本新株予約権の行使状況により、実際の調達金額が下記支出予定金額に満たない場合には、M&Aを行う必要資金を減額する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
障がい者グループホームを運営する事業者に対して、ロールアップ型のM&Aを行う必要資金の一部	1,503	2026年4月～ 2029年3月

(注) 将来的に、具体的なM&A等の案件が具体化しなかった場合には、当該使途に充当することを予定していた金額は既存借入金の返済に充当する予定であります。上記具体的な使途及び支出予定時期の変更を決定した場合は、適時適切に開示いたします。

- ① ロールアップ型のM&Aとは、同業種や類似ビジネスモデルを持つ複数の小規模企業を短期間かつ計画的に買収・統合し、一つの巨大な組織へ再編する成長戦略です。単体では限定的な資源しか持たない中小企業をまとめ上げることで、規模の経済によるコスト削減、シェア拡大、経営効率化(シナジー)を狙う手法であります。
- ② 当社は、小規模事業者の多い障がい福祉業界において、経営のスケールアップを図ることで、「施設運営レベル」「管理レベル」を引き上げ、(快適な住環境と十分な居室を提供することにより)障がいの「住まい」の課題解決を目指して参ります。
- ③ 当社は、2026年3月5日付「SBI地域事業承継投資のファンドと提携し、障がい者グループホーム業界におけるロールアップ型M&Aの検討開始について」及び中期計画『Social Care Growth & Roll-up 2030』にてお知らせしたとおり、本ファンド等と提携し、障がい者グループホーム業界における事業承継型M&Aの検討を開始いたします。2027年9月期から毎年5棟～10棟の小規模事業者のロールアップを想定しており、かかるロールアップ型M&Aに15億円以上を要する見込みです。調達金額全額については、かかるロールアップ型のM&Aを行う対価といたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、将来に向けての収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の中長期的な企業価値及び

株主価値の向上に資するものであると判断しており、既存株主の皆様には十分な利益をもたらすことができるものであることから、上記の資金用途には十分な合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「ブルータス」といいます。）に依頼しました。ブルータスは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年3月11日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提、権利行使期間（3年間）、当社普通株式の株価（1,058円/株）、当社普通株式の株価変動性（57.69%）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（1.371%）を置き、割当予定先が、海外投資家に市場外で株式を売却し、純投資目的の海外投資家が最終的には市場内で売却することを想定し、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権は払込金額を1個あたり当該評価額と同額の1,010円としています。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）とし、本新株予約権については、その後の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の属する週の前週の最終取引日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正されますが、その価額は下限行使価額である685円（発行決議日の直前取引日の東証終値の64.74%に相当する金額）を下回ることはありません。当社としては、本第三者割当によって資金調達を行うことは、当社の事業基盤の強化及び収益力の強化を可能とし、当社の将来の成長に資するものと考えております。当社としては、早期に高い蓋然性をもって当該必要資金を調達するためには、行使価額修正型の新株予約権を発行することが最も合理的であると判断し、上記の近時の株価水準に照らして、当初行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、2026年3月31日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である952.2円としますが、このように行使価額の修正日を行使期間開始日の翌日といたしましたのは、行使期間開始日当日において、割当予定先を含む関係当事者間で行使価額を正確に反映し、事務処理を安定的に開始する必要がありますためであります。また、下限行使価額につきましても、市場環境等の影響により株価が下落した場合においても資金調達の継続性を一定以上担保するために、上記の近時の株価水準に照らして、下限行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、下限行使価額である685円は、当社の時価総額を100億円と仮定した場合の1株当たりの株価水準をもとに決定したものです。

本新株予約権の行使価額の修正頻度を日次ではなく週次としたのは、割当予定先による行使の蓋然性を一定程度確保するためです。割当予定先は、本新株予約権の行使に際して、つなぎ売りを目的とした株式の借受予定はございません。そのため、割当予定先は、行使代金の払込を行ってから株券の受渡しが行われるまでの3営業日間の株価変動リスクを織り込んだ範囲で行使を行っていくこととなりますが、一定期間行使価額が固定され、その間に株価が行使価額から上方に乖離した場合、株価変動リスクの許容範囲が広がり、より積極的に行使を行うことが可能となります。一方で、行使価額を固定する期間が過度に長い場合、株価が行使価額よりも大きく上方で推移した際に資金調達金額を増大させる株価上昇メリットを十分に享受することができず、また、株価が行使価額を下回って推移した場合には割当予定先の経済合理性の観点から資金調達が実現する可能性が極めて低くなることが想定されます。このような想定を考慮した上で割当予定先と協議を行った結果、週次による行使価額の修正を採用するに至りました。なお、週次の行使価額修正にかかわる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかわる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日を修正基準日として設定しております。なお、修正基準日に係る修正後の価額が、修正日の直前取引日の東証における当社の普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を下回る可能性があり

ますが、行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、プルータスが、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役は、本新株予約権の発行条件について十分討議、検討を行い、決議に参加した取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行要項の内容及び上記のプルータスの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見をいただいております。

- ・本新株予約権の発行について、監査等委員会として本第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・プルータスは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるプルータスに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・上記の点から、プルータスによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・プルータスの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権の払込金額は割当予定先に有利でないこと。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は1,575,200株であり、同株式に係る議決権の数は15,752個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数14,604,600株に対する比率は10.79%、2025年9月30日現在の当社の議決権総数145,988個に対する比率は10.79%に相当します。また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,575,200株に対し、東証における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は175,125株であり、一定の流動性を有しております。

当社といたしましては、前述しておりますとおり、本第三者割当により、当社の事業基盤の強化及び収益力の強化を図ることができることから、当該希薄化の規模は、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①Cantor Fitzgerald Europe

(1) 名称	Cantor Fitzgerald Europe
(2) 本店の所在地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU
(3) 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland
(4) 事業内容	証券業
(5) 資本金	81.2百万米ドル(12,830百万円)(2024年12月31日現在)
(6) 設立年月日	1990年5月24日
(7) 発行済株式数	49,453,823株
(8) 決算期	12月
(9) 従業員数	6名(2024年12月31日現在)

(10)	主要取引先	法人		
(11)	主要取引銀行	—		
(12)	大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と割当予定先との間には、現在、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：千米ドル 特記しているものを除く。)		
	決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
	純流動資産	112,464	102,396	87,246
	流動資産	956,436	944,491	928,664
	1株当たり流動純資産 (米ドル)	1.72	1.57	1.76
	売上高	109,298	74,869	108,777
	営業利益	20,242	8,319	19,105
	経常利益	12,641	△3,333	8,818
	当期純利益	11,875	△3,308	5,967
	1株当たり当期純利益 (米ドル)	0.18	△0.05	0.12
	1株当たり配当金(米ドル)	—	—	—

※・割当予定先の概要欄は、特記している場合を除き、本日現在におけるものです。

- ・金額は便宜上、2026年3月11日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=158円(株式会社三菱UFJ銀行公示仲値)換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。
- ・割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。)の認可及び規制を受けており、英国において、FCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社(所在地：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階、代表

者：村田光央、以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先及び当該会社の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しており、割当予定先の関係者において反社会的勢力との関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

キャンターフィッツジェラルド証券とは従前より当社の資本政策に関して相談を行っており、昨年12月中旬頃に、キャンターフィッツジェラルド証券が行った割当予定先による本第三者割当に関する具体的な提案を受領いたしました。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しているとのことであり、価格形成の安定性を著しく害するおそれがある取引行動や、専ら経営支配の取得を目的とする行動を行うことが合理的に見込まれる等、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向であると伺っております。これにより、海外機関投資家による当社への投資が期待できます。割当予定先の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界各国に拠点を有する金融サービスグループであり、全世界7,000社以上の機関投資家とのネットワークを有しております。当社としては、このように世界中の機関投資家網を有するCantor Fitzgeraldグループに属するCantor Fitzgerald Europeを割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えております。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に割当予定先を選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、純投資であり、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの説明をキャンターフィッツジェラルド証券から受けております。

割当予定先は、本新株予約権自体について譲渡する場合には当社取締役会で承認が必要となります。当社は、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が同社との間で締結する本新株予約権の引受契約に係る権利・義務について、譲渡に取締役会の承認が必要であるという制限を含め、譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

さらに、当社と割当予定先は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、割当予定先との間で締結予定の本新株予約権買取契約において、以下の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の割当予定先の行使により取得される株式数が、MSCB

等の払込日時点（2026年3月30日）における上場株式数の10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じること

- ② 割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと
- ③ 割当予定先は、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で、前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ④ 割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ、当該第三者に対し、当社との間で、前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ⑤ 当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている割当予定先の2024年12月31日を基準日とするErnst & Young LLPによる監査済財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使資金に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券から受けております。

（5）株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 大株主及び持株比率

割当前 (2025年9月30日現在)	
黒田 武志	21.45%
合同会社 TK コーポレーション	9.56%
引字 圭祐	4.22%
株式会社 M コーポレーション	4.19%
株式会社 SBI 証券	3.51%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3.39%
渥美 裕人	3.14%
株式会社新東通信	2.79%
ステッチ株式会社	1.94%
鈴木 春美	1.40%

- (注) 1. 持株比率は2025年9月30日現在の株主名簿上の株式数(自己株式を除きます。)によって算出しております。
 2. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
 3. 割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針について、長期保有する意思を有していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

8. 今後の見通し

当社は、本第三者割当が当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、これによる2026年9月期の業績予想に与える影響は軽微であります。なお、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今般の資金調達は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第440条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円。特記しているものを除きます。)

決算期	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
営業収益	11,055,629	11,676,964	10,412,149
営業利益又は営業損失(△)	73,744	△1,263,450	301,213
経常利益又は経常損失(△)	128,584	△1,184,562	496,543
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△352,280	△1,882,722	497,425
1株当たり純資産額(円)	159.51	17.55	67.22
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△28.38	△148.23	34.06

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
--	-----	--------------

発行済株式数	14,612,200株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,401,752株	9.59%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式は、全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始値	505円	623円	292円
高値	777円	725円	1,318円
安値	405円	162円	210円
終値	617円	292円	903円

② 最近6か月間の状況

	2025年 10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月
始値	906円	1,021円	1,000円	1,010円	1,154円	1,020円
高値	1,060円	1,056円	1,035円	1,297円	1,245円	1,117円
安値	862円	907円	858円	988円	934円	900円
終値	1,021円	998円	1,002円	1,152円	1,034円	1,058円

(注) 2026年3月の状況につきましては、2026年3月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年3月11日
始値	1,065円
高値	1,084円
安値	1,049円
終値	1,058円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	2023年4月19日
資金調達額 (差引手取概算額)	146,285,600円
発行価額	559円
募集時における発行済株式総数	12,293,600株
発行新株式数	268,400株
割当先	藤田 英明
募集後における発行株式数	12,562,000株 ※上記株式数は、2022年9月30日現在の当社発行済株式総数12,293,600株と上記割当先に割り当てた株式数の合計です。
発行時における当初の資金用途	株式会社アニスピホールディングス株式取得資金に係る銀行借入金の元本の一部返済
発行時における支出予定時期	2023年4月
現時点における充 当状況	全額充当済みです。

・第三者割当による新株式の発行

発行期日	2024年9月6日
資金調達の額 (差引手取概算額)	492,571,600円
発行価額	245円
募集時における発行済株式総数	12,562,000株
発行新株式数	2,040,600株
割当先	TKコーポレーション 816,300株 Mコーポレーション 612,200株 新東通信 408,100株 ステッチ 204,000株
募集後における発行株式数	12,562,000株 ※上記株式数は、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数12,562,000株と上記割当先に割り当てた株式数の合計です。
発行時における当初の資金使途(注)	① 日中サービス支援型グループホームの展開に係る必要資金の一部 ② 事業運転資金
発行時における支出予定時期	① 2024年9月～2025年10月 ② 2024年7月～2024年8月
現時点における充当状況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。

(注) 上記第三者割当は金銭以外の財産の現物出資(D E S)によるものであり、現物出資の目的となる債権に係る金銭の使途を記載しています。

リネットジャパングループ株式会社
第25回新株予約権（行使価額修正条項付）
発行要項

本発行要項は、リネットジャパングループ株式会社（以下「当社」という。）が2026年3月12日付の取締役会の決議に基づいて2026年3月30日に発行するリネットジャパングループ株式会社第25回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数
15,752個
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金15,909,520円
3. 本新株予約権の申込期日
2026年3月30日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日
2026年3月30日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,575,200株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）
但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金1,010円（本新株予約権の払込金額の総額15,909,520円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によって調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初952.2円とする。

11. 行使価額の修正

2026年4月1日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が685円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。

以下同じ。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時} \\ \text{価} \end{array}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時

価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社又はその関係会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が

行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \quad \times \quad \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額と

する。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基

づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年3月31日から2029年3月30日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の2週間以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人

組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額

は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上